

令和4年ワ15095 持分払戻請求(第一回弁論)



エクシア合同会社

訴状

令和4年6月20日

東京地方裁判所 御中

原告訴状代理人弁護士 遠藤 由紀子
同 山下 哲平

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

持分払戻請求事件

訴訟物の価格 2439万1236円

貼用印紙類 9万5000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2439万1236円及びこれに対する令和4年5月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

被告は、各種事業への投融資、消費者信用取引を含む事業性融資等を事業内容とする合同会社である。原告は、被告から直接の勧誘を受けて被告に出資し、令和4年5月24日まで被告の社員権を有していた個人であり、被告の事業には一切関与していない。

第2 社員権の獲得

原告は、以下のとおり、被告の社員権合計18口を順次取得し、合計1800万円の出資をした(甲1)。

① 令和3年4月1日の社員権取得

原告は、出資額1000万円を出資し、出資口数10口の被告の社員権を取得した(甲2)。

② 令和3年4月1日の社員権取得

原告は、出資額200万円を追加で出資し、出資口数2口の被告の社員権を取得した(甲3)。

③ 令和3年7月1日の社員権取得

原告は、出資額200万円を追加で出資し、出資口数2口の被告の社員権を取得した(甲4)。

④ 令和3年7月1日の社員権取得

原告は、出資額100万円を追加で出資し、出資口数1口の被告の社員

権を取得した(甲5)。

⑤ 令和3年8月1日の社員権取得

原告は、出資額100万円を追加で出資し、出資口数1口の被告の社員権を取得した(甲6)。

⑥ 令和3年10月1日の社員権取得

原告は、出資額100万円を追加で出資し、出資口数1口の被告の社員権を取得した(甲7)。

⑦ 令和4年4月1日の社員権取得

原告は、出資額100万円を追加で出資し、出資口数1口の被告の社員権を取得した(甲8)。

第3 会社法606条3項に基づく退社

1 やむを得ない事由

現在、SNS等において、被告がいわゆるポンジスキームを行っていることに関する疑義の指摘が相次ぎ、退社社員に対する払戻を制限するなどの大きな信用不安が生じている。また、被告は、本件4月中旬以後、社員の退社そのものを制限している状況にある。実際に、訴訟提起前において、退社に伴う払戻請求をした際にも、何ら誠実な対応はされることなく、むしろ原告の退社を認めないかのような返答がなされている状況にある(甲9から12)。

このような経緯から、退社日時点においては、原告の出資の時に前提としていた状況等が著しく変更され、原告は、もはや当初の合意通りに社員を続けることができなくなっており、被告を退社することについて、やむを得ない事由が認められる。

2 原告による退社の意思表示

被告においては、退社の申請方法は、原則としてウェブページからの退社申請によるところ(甲13)、原告は、被告に対し、2022年5月22日、当該電磁的記録による方法をもって、全口について、被告を退社する意思表示をし、同日、当該意思表示が被告に到達している。これにより、同日に退社申出の効力が生じている(甲14)

第4 払戻金額

持分の払戻によって払い戻されるのは、持分に相当する財産、すなわち、過去に履行した出資と、自己に帰属している損益に相当するものであるところ、被告に対する払戻金額は本年4月末日時点の「出金金額」及び「現在出金申請可能額」の合計である2439万1236円を下回らない(甲1)

第5 結語

よって、原告は、被告に対し、会社法611条1項に基づく退社に伴う持分払戻請求として、金2439万1236円及びこれに対する令和4年5月23日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

- 甲第1号証 現在評価額内訳等
- 甲第2号証 社員権取得契約書(令和3年4月1日社員権取得日)
- 甲第3号証 社員権取得契約書(令和3年4月1日社員権取得日)
- 甲第4号証 社員権取得契約書(令和3年7月1日社員権取得日)
- 甲第5号証 社員権取得契約書(令和3年7月1日社員権取得日)
- 甲第6号証 社員権取得契約書(令和3年8月1日社員権取得日)
- 甲第7号証 社員権取得契約書(令和3年10月1日社員権取得日)
- 甲第8号証 社員権取得契約書(令和4年4月1日社員権取得日)
- 甲第9号証 メール(件名「解約申請に関するお知らせ」)を印刷した書面
- 甲第10号証の1 通知書(内容証明郵便)
- 甲第10号証の2 配達証明書
- 甲第11号証の1 通知書(内容証明郵便)
- 甲第11号証の2 配達証明書
- 甲第12号証 ご通知
- 甲第13号証 退社手続に関する説明資料
- 甲第13号証 退社申込のウェブページを印刷した書面

添付書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 証拠証明書 2通
- 3 甲号証写し 各2通
- 4 履歴事項全部証明書 1通
- 5 訴状委任状 1通

(別紙)

当事者目録

〒■■■■-■■■■■ ■■■県■■■市■■■■■■■■■■■■■■■■番地■■
■■■■■■■■■■■■■■壺番館■■■■■■号
原告 ■■■ ■■■

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番5号
京橋TDビル8階
弁護士法人 奥野総合法律事務所(送達場所)
奥野総合法律事務所・外国法共同事業
電話03-3274-■■■■■
FAX03-3272-■■■■■
(法人受任)原告訴訟代理人弁護士 遠藤 由紀子
同 山下 哲平

〒106-6215 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー15階
被告 エクシア合同会社
代表者代表社員 菊地 翔

証拠一部ピックアップ

甲9号証

■■■■様

今月は解約を申請いただきましたが、多くの方から解約申請があり今月の払戻制限に達したため、貴殿の分につきましては、社員権取得契約第15条及び第20条の規定に基づき、払戻を不可としました。

6月1日より出資金解約の受付をいたしますので、誠に恐れ入りますが、マイページより再度解約の申請をお願いいたします。

ご質問や不明点がございましたら、当社aIチャットサポートまでお気軽にお尋ねください。

甲12

定款「代表社員は、その裁量により当社全体の払戻金額の制限を設ける」旨

エクシア合同会社の法律顧問とされている弁護士

- 1 弁護士法人わかさ 代表弁護士 若狭勝 第一東京39621
- 2 川戸淳一郎法律事務所 代表弁護士 川戸淳一郎 東京弁護士会
20693
- 3 B・ポジティブ法律事務所 代表弁護士 小林弘明 第二東京
22717
- 4 大手町国際法律事務所 近藤哲也 第一東京 30124
- 5 熊谷章法律事務所 川又浩司 第二東京 36115
- 6 石塚法律事務所 石塚智教 第一東京 44057

1 処分を受けた弁護士

氏名 小林弘明 登録番号 22717

事務所 東京都中央区銀座5

Bポジティブ法律事務所

2 処分の内容 戒告

3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、株式会社Aの顧問弁護士であり、A社に投資しているB投資事業有限責任組合の代理人であったが、B組合の出資者である懲戒請求者以外の出資者からも出資金の返還が請求されていること等の事情からB組合のファンド業務につき違法または不正の疑念を抱き、登記や適格機関投資家特例業務の届出内容などの公的資料の裏付を確認したり、A社の製品が投資対象として実態を伴っているか調査を行うべきであり、これによりB組合の無限責任組合員が金融庁の問題があると認め

られた届出業者リストに掲載されていることを確認できたのに、十分な調査を怠ったまま、B組合の代理人として懲戒請求者代理人C弁護士からの出資金返還請求に対応し、回答可能な質問に対しても回答をしなかった。

被懲戒者の上記行為は、弁護士職務基本規定第5条に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

4 処分が効力を生じた年月日

2016年6月21日 2016年10月1日 日本弁護士連合会